

資料1の概要

(個別論点の検討(5) - 不当勧誘(1) / 不当条項(1) -)

1. 法定追認の特則

【現行法の規定】

消費者契約法に基づく意思表示の取消しにも、民法の法定追認の規定（民法125条）が適用される

【問題となる事案等】

消費者が不退去・監禁の現場から逃れた後、事業者に請求されるままに代金を支払ってしまうなどして、明確に意図しないうちに取消権を行使できなくなる

【考え方（案）】

消費者契約法に基づく意思表示の取消しに関して、民法の法定追認の規定の適用についての特則を設ける

[甲案] 民法の法定追認の規定を適用しない

[乙案] 消費者が取消権を有することを知った後に民法125条各号に掲げる事実があった場合でなければ法定追認の効力は生じない

[丙案] 民法の解釈・適用に委ねる

2. 不当条項の類型の追加

【現行法の規定】

8条・9条は具体的な内容に応じ、契約条項が無効となる要件を規定 / 10条は8条・9条に規定するもの以外で契約条項が無効となる包括的な要件を規定

【問題となる事案等】

法的効力を否定すべき具体的な不当条項は8条・9条に限定されるものではない / 10条に該当するかどうかの判断は難しいという指摘

【考え方（案）】

不当条項として無効とすべきと考え得る具体的な条項の追加を検討

法律に基づく消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項

事業者が法律に基づかない解除権・解約権を付与し又は事業者の法律に基づく解除権・解約権の要件を緩和する条項

消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項

契約内容の解释权限や契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性又はその内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項